

台風及び発達した低気圧に対する安全対策指針

【制定】平成28年3月29日

【改正】平成30年7月 5日

【改正】令和 4 年3月25日

【改正】令和 5 年7月12日

【改正】令和 7 年7月 4日

【改正】令和 8 年7月 9日

1 目的

尾鷲港等台風・津波対策協議会規則第2条の規定に基づき、尾鷲港等に台風等の接近が予測される場合における船舶等の安全対策など対応指針を定め、船舶等の安全確保を図ることを目的とする。

2 安全対策

区分、発令基準及び船舶等の対応
別表のとおり

3 情報伝達

(1) 情報伝達は、事務局から会員に電子メールにより一斉提供する。ただし、電子メールによる提供が困難な場合は、他の通信可能な手段により提供する。

(2) 電子メールにより情報を受けた会員は、直ちに傘下関係者及び関係船舶等に伝達する。

〔参考〕第一警戒体制（警戒勧告）及び第二警戒体制（避難勧告）については、第四管区海上保安本部から国際VHF（ナゴヤホアン16ch／12ch）の安全通信及び海の安全情報（沿岸域情報提供システム）の緊急情報配信サービスで情報提供されるほか、伊勢湾海上交通センターからAIS（船舶自動識別装置）メッセージで情報提供されます。

4 情報入手体制の確立

(1) 会員は、テレビ・ラジオ・インターネット等により気象情報を的確に把握する。

(2) 会員は、船舶に対する勧告等の情報を的確に入手するため、海の安全情報の緊急情報配信サービスに登録する。

5 留意事項等

(1) 勧告解除後に航行する船舶は、見張りを強化して、漂流物等の航路障害物に留意する。

(2) 会員は、所属船舶又は関係船舶が災害に遭遇した場合のほか、他船の事故や航路障害物等を発見した場合は、速やかに尾鷲海上保安部に連絡する。

(3) 安全対策を実施した船舶は、避難海域等においても、気象情報の入手に努めるとともに、携帯電話、船舶電話、国際VHF、漁業無線等による連絡体制を確保する。

6 その他

船舶等の安全対策に関する参考事項
別紙のとおり

台風及び発達した低気圧の接近が予測される場合における船舶等の安全対策

区分	発令基準	対応
注意喚起	(台風・低気圧) 台風・発達した低気圧に関する気象情報が発表され、尾鷲港等に平均風速 15 m/s 以上の強風が予測される場合 〔上記のほか、伊勢湾に暴風域（最大風速 40 m/s 以上）が入るおそれがあり、第四管区海上保安本部長から湾外避難勧告及び入湾回避勧告が発出された場合にも発出する。〕	① 連絡系統、避難先及び避難時期等を確認する。 ② 気象情報の入手を継続する。 ③ 必要に応じて、係留強化など強風・大雨対策等を実施する。 ④ 無線設備を有する船舶は、国際 VHF (16 ch) を常時聴取する。
第一警戒体制 (警戒勧告) (※3)	(台風) 強風域が尾鷲港等にかかると予測される 6 時間前 〔上記強風域の到達 6 時間前が夜間になると予想される場合は、日没 3 時間前に発出する。〕 (低気圧) 発達した低気圧の接近により尾鷲市・熊野市・紀北町に暴風又は暴風雪警報 (※1) が発表された場合 〔暴風又は暴風雪警報の発表が夜間になると予想される場合は、日没 3 時間前に発出する。〕	① 船舶は、港外避難又は係留強化を開始する。 ② 錨泊船は、①のほか、錨泊強化を開始する。 ③ 小型船舶 (※2) は、安全な海域へ移動するほか、陸上固縛又は係留強化等を開始する。 ④ 無線設備を有する船舶は、国際 VHF (16 ch) を常時聴取する。 ⑤ 台風情報、気象状況に留意する。 なお、市長または町長から避難指示が発令された地域では、安全な場所へ避難を実施する。
第二警戒体制 (避難勧告) (※3)	(台風) 暴風域が尾鷲港等にかかると予測される時、強風域にかかる 3 時間前 〔上記強風域の到達 3 時間前が夜間になると予想される場合は、日没 1 時間前に発出する。〕	① 船舶は、港外避難又は係留強化等を完了させ、監視を強化する。 ② 錨泊船は、錨泊強化を完了させ、レーダー及び AIS を利用した走錨監視を実施するなど監視を強化する。 ③ 小型船舶 (※2) は、係留強化等を完了させ、監視を強化する。 ④ 無線設備を有する船舶は、国際 VHF (16 ch) を常時聴取する。 ⑤ 台風情報、気象状況に留意する。 なお、市長または町長から避難指示が発令された地域では、安全な場所へ避難を実施する。
勧告の解除	台風が通過し、尾鷲港等の平均風速が 15 m/s 以下となったとき 暴風又は暴風雪警報が解除されたとき	

※1 暴風警報・暴風雪警報：平均風速 25 m/s 以上（海上）

※2 小型船舶：プレジャーボート・漁船・遊漁船など陸揚げ可能な小型船舶

※3 第一警戒体制（警戒勧告）及び第二警戒体制（避難勧告）は、港則法（昭和 23 年 7 月 15 日法律第 174 号）第 39 条第 4 項及び第 45 条（準用規定）に基づき、尾鷲海上保安部長から発令されますが、具体的な安全対策の実施については、各船舶の船長が判断する。

船舶等の安全対策に関する参考事項

1 基本事項

(1) 人命の安全確保が最優先

台風等による暴風雨は、人命に対する脅威が極めて高いことから、その対応にあたっては、人命の安全確保を最優先として行動する。

(2) 自治体による避難指示の優先

船舶の係留強化等の措置は、時間的に余裕のある場合のみ行い、自治体からの避難指示が発出された場合は、これに従う。

(3) 情報入手手段の確保

台風等に関する気象情報を入手するために、携帯ラジオ、携帯電話、各種無線、AIS（船舶自動識別装置）等の装備のほか、海の安全情報（沿岸域情報提供システム）の緊急情報メール登録など準備を実施する。

(4) 現場における判断者の事前決定

台風等の接近のおそれがあるとき、及び暴風又は暴風雪警報が発表されたときに、荷役中止、緊急離桟又は避難開始等を指示する現場判断者を事前に決定しておく。

(5) 避難手順及び避難場所等の事前決定

台風到達までの時間や台風の規模のほか、自船の堪航性及び運航要員の確保状況等を総合的に勘案して、港外退避又は係留強化等の措置、具体的な避難手順及び避難海域、陸上避難実施の判断基準及び具体的な避難場所等を事前に決定しておく。

2 避難に要する時間の把握

- ・避難海域に到着するまで航行に要する時間等を検証し、事前に確認しておく。また、陸上に避難する場合についても避難場所までの避難経路のほか、避難にかかる所要時間を事前に確認しておく。

①定係港までの陸上移動時間（	分）
②自船を出港させるまでの準備に要する時間（	分）
③避難海域まで自船で航行した場合の所要時間（	分）
台風等到達予想時刻との比較 ⇔	（①＋②＋③ 分）